

# 令和元年 7 月定例農業委員会 会議録

令和元年 7 月 9 日（火）

## 会 議 次 第

### 1. 開 会

### 2. 挨 拶

### 3. 議 事

- ・ 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 4 号 非農地証明願について
- ・ 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による  
利用権の設定について
- ・ 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による  
利用権の設定について（中間管理事業分）
- ・ 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受  
理について

### 4. その他

### 5. 閉 会

(午前 9時30分開会)

・事務局

おはようございます。定刻となりましたので、令和元年7月定例農業委員会を開催させていただきます。

まず、事務局よりご挨拶を申し上げます。

・事務局

皆さん、おはようございます。農繁期で忙しい中、それと、雨で足元がお悪い中、お集まりいただきましてどうもありがとうございます。

さて、梅雨もやっと梅雨らしくなってきました、6月26日に梅雨入りしたということで、平年より19日遅い梅雨入りやったと聞いております。やっと梅雨入りしたところ、九州で大雨降りまして、本市の方でも警報出るやとか大雨降るやとかということで、皆さんちょっとドキドキされたかもしれません、何とかやり過ごすことができました。

今後も、異常気象でどういう大雨に見舞われるかもしれませんが、特に自然環境に近い所にある農業につきましては、皆さんにすごい心配かけるかもしれませんが、こちらでも防災メール等で災害状況等を連絡しながらやっていきたいというふうに思っております。

さて、この7月1日付で、本市、今度は農地利用状況調査の担当としまして、1人アルバイトさん入ってきますので紹介いたします。クボナツコさんです。

・事務局

クボナツコと言います。まだわからないことたくさんで、皆さんにご迷惑かけることもあるかと思いますが、どうぞ、頑張りますのでよろしく願いいたします。

・事務局

ありがとうございます。ちょっと話ついでに、きのう、回覧板というか、防災メールとか回覧板で回しとるんですが、実は、先週、先々週あたりから彦谷とか赤塚で熊の出没情報が出ております。特に、赤塚に関しましてはミツバチの巣が荒らされたということで、結構下におりてきとるのかなというところで、実は3週間連続目撃情報があるんです。3週間前が谷奥深。これは市役所

に連絡来なかったんですけど、谷奥深。先週が彦谷、今週、赤塚ということで、熊の情報出ております。山へ1人で入る際には気を付けてください。気を付けようないんですけど、気を付けていただきたいと思います。

ただ、熊の被害に遭わないということで、熊の出没時期、日の出とか日の入りの時間帯によく御飯をとる行動が活発になるそうです。なんで、その時間帯、特に出ると思いますけどもお気を付けてください。それから、会う時は走って逃げないように。その場でじっとするか、後ずさりでも静かにその場を立ち去ってくださいということで。逃げたら後ろを追ってくるんで、できるだけ、怖いと思いますけどもその場でじっとするか、そーっと逃げられるようによろしくお願いいたします。

以上、また回覧で回るとは思いますけれども、心配であれば後ほどこれも配りますが、よろしく申し上げます。以上です。

#### ・事務局

ありがとうございました。本定例会の議長ですが、橋本市農業委員会会議規則第5条の規定によりまして、会長が務めるとなっております。本日の議事につきましては、会長からご挨拶をいただいた後、引き続き、会議を進めていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

#### ・土井会長

皆さん、おはようございます。7月の定例の農業委員会ということで、大変ご苦労さんでございます。今年も早い、もう半年が過ぎましたが、さっき挨拶にありましたように、梅雨入りが大変今年が遅く、雨不足が大変気にしとったんですけど、雨も降りかけて現在は心配はないそうですが、ただ、さっきも話をしたんですけど、日照時間が不足をしまして、今年は冷夏になるんじゃないかというふうな報道もされておるところでございます。

今まさに参議院の選挙の真ただ中でございますけども、本市でも新しい議員の方々による6月の議会が開催されまして、農業関係に関する質問も多くあったというふうに伺っておりまして、大変関心の持たれた議員さんが誕生してるのかなというふうに思っております。

また、先日、国では、いわゆる無人トラクターとか、それからドローンとか、ロボット等々による、その利用による先端技術の

活用による農業作業、いわゆるスマート農業という形で呼んでますけども、そのスマート農業という形で農業新技術現場実証推進プログラムというのが公表されたわけですが、担い手の経営者の将来像として、水田作あるいは畑作、果樹などを導入する新技術というものを、これ、示しておるんですが、それによりますと、2025年までに新技術の効果と経営形態というものが示されておりまして、平場の農地の経営規模が100haで、経営形態は法人で常勤が5人、そして、平場の農地の経営規模が300haで、形態は法人で常勤が18人、中山間では30haで、形態は集落営農で16人で構成すると、そういうふうな国の指針が示されておりましたが、北海道などの大規模なこの平場では、推進による効果はあるかもしれませんが、本市のような圃場の面積が狭くて、形状が悪くて、起伏が多くて、傾斜地の多いところではこういうようなものを示されても、取り組む点は非常に難しい、少ない土地なんかいなというふうに私自身懸念をしております。地域の実情に合った家族経営農業の支援と施策を、もっともっと考えてほしいというのが私の実感です。地域を支えながら農家収入の向上に資するということが、大変大事ではないんかいなというふうに思ったところでございます。

農地法30条では、毎年8月から農地の利用状況調査を実施するという事になっておりまして、この結果により、遊休農地の所有者に対して利用意向調査を行いまして、遊休農地の対策に取り組むというふうな形になっておるところでございますが、この流れの中で、昨年実施いたしました利用状況調査を今年の農地パトロールで再度確認する注意が必要というふうにされております。農地を生かしていく農業委員会の活動は、地域に根差し活力をもたらし、安全安心な食料の供給になると私自身思っておりますので、よろしく願いをいたします。

・ 議 長

それでは、7月の定例会議に入りたいと思います。座って議事を進めます。

事務局から、本日の出席委員についての報告をお願いします。

・ 事務局

事務局から報告申し上げます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の出席委員数についてご報告を申

申し上げます。農業委員 11 名中 10 名の出席でございます。なお、大西敏夫委員より欠席届が提出されています。以上でございます。

・議 長

事務局から報告のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び橋本市農業委員会規則第 7 条の規定により、出席委員は在任委員の過半数に達しておりますので、本日の会議は成立していることを宣言をいたします。

また、橋本市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定による議事録署名委員は、3 番議席の大西正明委員、5 番議席の廣田征男委員の 2 名を指名いたします。よろしく願いをします。

本日の議事は提出議案 6 件と報告 1 件です。

議案第 1 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請について。

議案第 2 号は、農地法第 4 条の規定による許可申請について。

議案第 3 号は、農地法第 5 条の規定による許可申請について。

議案第 4 号は、非農地証明願について。

議案第 5 号は、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による利用権の設定について。

議案第 6 号は、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）です。

それでは、これより議事に入ります。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局より提案理由の説明を求めます。

・事務局

おはようございます。それでは、農地法第 3 条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書の 3-1 ページと位置図の 3-1 ページをご覧ください。

整理番号 1 番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市妻字大人ノ段・・・及び・・・、及び・・・になります。登記簿地目及び現況についてはいずれも畑となっております。今回の申請は売買による所有権の移転です。譲受人が経営拡大のため適地を探していたところ、遠方のため耕作することが難しく、また体調を悪くして耕作ができなくなった譲渡人と話がまとまり本申請に及びました。譲受人の経営耕作面積は取得しようとする農地と合わせて合計・・・㎡で、旧橋本町の下限面積 30 a をクリアしています。周辺農地への被害防除措置等については、影響はあ

りません。譲受人はトラクター1台、コンバイン1台、田植え機1台を所有しており、農業従事者は1名で、農作業常時従事要件を満たしております。

続きまして、整理番号2番の案件についてご説明いたします。位置図の方は3-2ページの方でご覧ください。

申請地は橋本市恋野字彦三郎垣内・・・及び・・・及び・・・番となっております。登記簿地目につきまして、・・・につきましては登記簿地目は田、現況も田となっております。・・・につきましては登記簿地目、現況ともに畑となっております。・・・につきましては、登記簿地目は田、現況は畑及び農業倉庫となっております。今回の申請は売買による所有権の移転となっております。譲渡人が橋本市で住居を探していたところ、高齢で病気がちになり、市外に住む親族の近くへ引っ越すこととなった譲渡人と話がまとまり本申請に及びました。譲受人の経営耕作面積は、取得しようとする農地と合わせて・・・㎡で、旧恋野村の下限面積30aをクリアしております。周辺農地への被害防除措置等については影響ありません。譲受人は耕運機2台、草刈り機2台、動力噴霧機2台、軽トラック1台を所有しており、農業従事者は1名で、農作業常時従事要件を満たしております。

続きまして、整理番号3番の案件についてご説明します。位置図の方は3-3ページの方をご覧ください。

申請地は橋本市野字土居垣内・・・、登記簿地目及び現況は畑となっております。今回の申請は売買による所有権の移転です。譲受人が経営拡大のため適地を探していたところ、高齢のため農地の維持管理が難しくなった譲渡人と話がまとまり本申請に及びました。譲受人の耕作面積は、取得しようとする農地と合わせて・・・㎡で、旧山田村の下限面積40aをクリアしています。周辺農地への被害防除措置等については影響ありません。譲受人は耕運機1台、草刈り機1台、トラクター1台、乾燥機1台、もみすり機1台を所有しており、農業従事者は3名で、農作業常時従事要件を満たしております。

以上について、農地法第3条第2項各号に照らし、書類審査及び現地調査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

事務局の説明が終わりました。担当委員の方で追加説明をお願いします。

・木下委員

1番のご報告申し上げます。2番木下です。・・・さんと話をしましたら、やはり体調不良と高齢にもなってるんで、柿の木植えてあったんですが半分ほど切られて、面積自身も作るのをちょっと減らしてるところに今回の売買の話があったんで売らせていただきますということです。

・・・さんなんですが、92歳の高齢なんですが、息子さんが65歳で・・・やってたんですけど、定年して農業しますと。今回の買うことになったのはおやじの意思ですということで、頑張って農業するという事です。以上、ご報告申し上げます。

・議長

はい。

・大西（正）委員

恋野の大西です。特に追加というのはないんですけど、事務局説明していただいたとおりで、双方にお会いしましてお話も聞かせていただいて、譲渡人の方はそういうふうになんて病弱ということで、身内さんの近くの方ということで大阪の方に転居、橋本市の方からも転出されるということと、ほんで、譲受人の方はそういうように住居、土地、農地も探していて、お互いに古い知り合いということで、まあまあお互いに話がまとまったということで、以上です。報告終わります。

・佐藤推進委員

3番推進委員の佐藤です。・・・さんの方は、もう高齢で農作業ができないということで探していたところ、この・・・さんというのは隣に家があるということで、条件がいいということで、売却成功していこうというふうな形になってございます。今、事務局の申請どおりになっています。よろしくをお願いします。

・議長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。ありませんか。

.....

・議 長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

では、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を採決いたします。

本件を許可することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局より提案理由の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書の4-1ページ及び位置図の4-1ページをご覧ください。

申請地は橋本市市脇・・・及び・・・、位置は橋本警察署より西へ約・・・mに位置する第3種農地で、登記簿地目は畑、現況は雑種地となっております。申請者は親の代からの、近隣の業者の方から駐車場にしてほしいと要望があり、農地転用の手続をせず駐車場として運営しておりました。この件につきましては、申請者は深く反省しており、橋本市農業委員会から嚴重注意の上、始末書添付での申請となっております。本計画につきましては、個人住宅及び貸しガレージを整備する予定となっております。汚水・雑排水につきましては、申請地東側に隣接する公共下水道へ接続し放流します。雨水につきましては、申請地北側に隣接する水路へ放流します。このことについて、地元水利組合の同意書が添付されております。事業に要する経費につきましては・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されております。隣接する農地は1筆ありますが、同意書にちょっと押印がありません。ただ、押印を得られないことについてのてんまつ書が添付されております。



以上について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員で追加説明をお願いします。

・ 木下委員

2番木下です。この土地なんですが、先ほど話ありましたように駐車場として使われてて、ご本人は固定資産税も雑種地で払ってたんで、もう雑種地でいいと思ってたところですが、今回、畑ということで急遽申請ということになりました。ただ、問題になっているのが、隣接、この土地の北側の隣接、・・・さんという市脇の人なんですが、ミカン植えてあるんですが、建物建てられたら日当たらなくなるんでということで、ちょっと同意の印鑑は押せないということなんですが、実際、・・・さんにも話聞きに行きましたところ、・・・さんと家が隣り合ってた、ちょっと昔からいろいろいざこざがあった、個人的な恨みがあるというところで、今回家建てて、もし冬至の日にちょっと日が当たれへんのやったら、裁判起こすぞというようなクレームとかも言われてたんですが、まあ、この土地見てもらったらわかると思うんですが、周り住宅、この申請地の南側にはケーズデンキもありますし、農地で使うというよりは宅地がほとんどですんで、今回、隣接農地の申請は許可はもらえてませんが、何らもう農地としては使うのではなく、ここはもう住宅地として今後もしていくべきであると判断して、今回は問題ないと判断します。ご審議よろしく申し上げます。

・ 議 長

これより質疑に移ります。今、木下委員からの報告も含めた中で、質疑をお願いします。ありませんか。

.....

・ 議 長

承諾せんと言うんやな、隣接の人が。

- ・木下委員  
そうです。もう絶対押さんと。
  
- ・議 長  
まあ結局、押さんと言うても、農業経営上に大きな問題がない場合は。
  
- ・木下委員  
結局、家建ったら陰になるということで・・・さんと話をして、2.5m境界から家離しますということで言われてますので、まあ問題はないと判断したんですけどね。・・・さん自身ももう80超した高齢ですんで、もう言うてる間にもう農業ようせんやろということもあります。
  
- ・議 長  
・・・さん自身は、そしたら、農業経営に日当たって云々と言うとるけども、これ、どのぐらいの農業を経営してんの？
  
- ・木下委員  
いやいやいや、もうそなん、ちびってますよ。もう息子も…  
…。
  
- ・議 長  
趣味の段階の、経営に影響するような農業経営と違うんやな。
  
- ・木下委員  
全然全然、もうそなん違います、違います。ちょうど3年前にも市協で圃場整備したとこの20aを、農地中間管理機構に申請出してますし、もう農業で食べるとか言うんじゃないくて趣味の世界で、後継者も・・・の学校の先生やってますんで、・・・さんももう年ですから、まあ言うてる間にもう放置園になるやろうと思います。
  
- ・議 長  
はい。ほかにありませんか。

．．．．．

・ 議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

では、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について を採決いたします。

本件を進達することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・ 議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり進達することに決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局より提案理由の説明を求めます。

・ 事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書の5-1ページ及び位置図の5-1ページをご覧ください。

申請地は橋本市東家字東畑・・・、位置は京奈和自動車道橋本インターチェンジより南に約・・・mに位置する第3種農地で、登記簿地目は畑、現況は宅地となっております。この土地につきまして、昭和47年頃にこの・・・の隣、・・・に住宅を建設した際、農地であった・・・の申請地に一部含んで住宅が建てられてしまいました。その際に、農地転用の手続をせず工事を着手しておりました。この件につきまして、申請者は深く反省しており、橋本市農業委員会から厳重注意の上、始末書添付での申請となっております。今回の計画につきましては、47年頃に作られた住宅の老朽化による住宅の建て替え工事を行うための申請となります。汚水・雑排水につきましては、申請地西側に集水ますをつくり集水し、北側公共下水道へ放流します。雨水につきましては、申請地西側に雨水ますを設置し、同じく水路へ放流いたします。このことにつきまして、紀の川用水土地改良区及び地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地はありません。現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と

認められ、必要額以上の融資証明書類が添付されております。

以上について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類は全て添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号2番の案件についてご説明いたします。位置図の5-2ページをご覧ください。

申請地は橋本市胡麻生字西川・・・、位置は県立橋本体育館より西に約・・・mに位置する第3種農地で、登記簿地目は田、現況は畑となっております。譲受人は市内在住の個人で、現在の住まいが手狭になったため適地を探していたところ、高齢で農地の維持管理が難しくなってきた譲渡人と、譲渡人、ご両親さん、父親になるんですけれども、交渉したところでこの申請に及びました。計画によりますと、個人住宅の建設を予定しております。汚水・雑排水につきましては、申請地南側に合併浄化槽を設置し、申請地南側にある公共下水道へ放流します。雨水につきましては、申請地南側に集水ますを設置し、南側公共水路へ放流いたします。このことにつきまして、橋本水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地は2筆ありますが、同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上融資証明書類が添付されております。

以上について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類は全て添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号3番の案件についてご説明いたします。位置図の5-3ページをご覧ください。

申請地は橋本市野字上井手・・・、位置は橋本警察署より西に約・・・mに位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は畑となっております。譲受人は市内在住の個人で警備会社を運営しており、警備会社の運営する事務所の駐車スペースを確保するため適地を探していたところ、遠方に居住しており、高齢で農地の維持管理が困難となった譲渡人と交渉したところ、申請に及びました。計画によりますと、駐車場22台分として利用いたします。汚水・雑排水については発生いたしません。雨水につきましては、敷地内に集水ますを設置し、西側水路へと放流します。このことにつきまして、地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地は2筆ありますが、同意を得ており、現地調査を行っ

たところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明が添付されております。

以上について、農地転用基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類は全て添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号4番の案件についてご説明いたします。位置図の方が5-4ページをご覧ください。

申請地は橋本市賢堂・・・、位置は清水小学校より東に約・・・mに位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は田となっております。譲受人は市内在住の個人です。現在の居住している住まいが手狭になったため、適地を探していたところ、高齢で農地の維持管理が難しくなったご両親と交渉し、今申請に及びました。計画によりますと、個人住宅の建設となっております。汚水・雑排水につきましては、浄化槽を設置し、北側公共水路へ放流いたします。雨水につきましては、雨水ますを設置し、南側水路へ放流します。このことにつきまして、地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地は1筆ありますが、同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては・・・円と見積もられ、必要額以上の融資証明書類が添付されております。

以上について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類は全て添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号5番の案件についてご説明いたします。位置図の方が5-5ページをご覧ください。

申請地は橋本市高野口町向島字川尻・・・、位置は産業文化会館より南に約・・・mに位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は畑となっております。譲受人は市外在住の個人で不動産業を営んでおります。高齢のため農地の維持管理が困難となり、農地の有効活用を考えていた譲渡人と話がまとまり本申請に及びました。計画によりますと、集合住宅2棟及び駐車場15台分として利用いたします。汚水・雑排水につきましては、申請地東側に汚水ますを設置し、東側公共下水道へ放流します。雨水につきましては、集水し東側水路へ放流いたします。このことにつきまして、地元区の同意書が添付されております。隣接する農地はござ

いません。現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては・・・円と見積もられ、必要額以上の融資証明書類が添付されております。以上について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類は全て添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号6番の案件についてご説明します。位置図の方は5－6ページをご覧ください。

申請地は橋本市高野口町名倉字北山四ノ切・・・、位置はJR高野口駅より北に・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目及び現況は畑となっております。譲受人は市内で建設業を営んでおる法人で、資材置き場が手狭となっていて適地を探してたところ、遠方に居住しており農地の維持管理が困難となってきた譲渡人と交渉したところ、本申請に及びました。計画によりますと、資材置き場及び駐車場として利用します。汚水・雑排水については発生いたしません。雨水につきましては東側水路に放流いたします。このことにつきましては、地元区の同意書が添付されております。隣接農地は1筆ありますが、同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されております。

以上について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類は全て添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

・議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員で追加説明を順次お願いいたします。

・木下委員

2番木下です。・・・さん、先ほど話ありましたように、転用の必要が知らなかったということで、話です。現場見に行きましたら立派な家建ってましたんで、これはもう許可しないといけないという判断です。以上、ご報告申し上げます。

・議 長

2番。

- ・田中（里）委員

6番田中です。推進委員の堀切さんと一緒に現場を確認に行ってきました。水利組合隣接農地所有者の同意書も添付されています。事務局の説明どおりで問題ありません。以上です。

- ・議 長

3番。

- ・佐藤推進委員

3番推進委員の佐藤です。・・・さんの方は施設に入って、認知症かかかって、裁判っていうのかな、ああいうふうな形で依頼された人であって、・・・さんは・・・っていうその警備会社の車が、今購入する所のそばの所に駐車場って書いてある所が今までの駐車やってる所だったんですけれど、ちょっと手狭になったんで広げようという意見がありまして、ほんで、駐車場にできるというんですか、広げようというふうな形で購入をしました。以上なんですけれど。今の駐車場が狭くなったというふうな感じなんです、広げようとして。以上です。

- ・議 長

4番。

- ・廣田委員

5番の廣田です。今この・・・というところで住んでおりまして、狭くなったんで住宅を建てたいということで、資金計画もしっかりしておりますし、いいんじゃないかと思っておりますが、現地の方は、大上推進委員さんと一緒に見てもらいますので、推進の大上さんの方から説明してもらいます。お願いします。

- ・大上推進委員

推進委員の大上です。6月の26日に廣田さんと現地へ見に行きました。現在、田を作っています。ほんで、一部もう分筆してるようで、もう秋の収穫終わったら、どうも個人住宅の、それは息子さんの家ですので、かかるような話を聞いております。隣接も、事務局の言うたとおりに、畑やし、ほんで、東側隣接の畑で、

ほいで、西側は自分とこの母親の田んぼであって、これからも田んぼの方もすると思うんで、かなりうまくできてるなと思っておりますので、結果はもうこっちの方、問題ないと思っております。以上です。

・ 議 長  
5 番。

・ 林委員  
8 番の林です。この・・・の駐車場の東側、・・・さんとも話をしましたが、・・・の駐車場を拡張するんですが、こういう話をされてました。知り合いが・・・において、もうこれは事務局の報告どおり、何も問題はないと思います。以上です。

・ 議 長  
6 番、どうぞ。

・ 大矢推進委員  
6 番、推進委員の大矢でございます。先般、譲受人と意見ないし面談をしてまいりました。この渡し人の・・・さんという方、・・・さんと女性の方ですけれども、昭和の時代に親からの遺産で相続受けた物件であるやにも聞いてございます。この物件見ていただきましたら、二十数年前に・・・という畑を分筆しまして、・・・さんが本社社宅のために譲り受けたそうでございます。その後、高齢にもなり、以前はものも作ってたようではありますが、この方、堺へ移転して、もう遠くもなるし高齢にもなってきますので、作物もよう作らないということで荒れ地になってました。この今回の物件と、・・・さんは草を刈ってやる代わりに駐車場に貸してくださいよというような口約束で利用してたようでございますけれども、今般、・・・さんとの間で売買ができるようになったということで、・・・さんの方でこのあと残った三百何某を購入しまして駐車場にしたいというようなことで、当方の意見が合致したようでございます。近隣に対しても迷惑かかるような物件でもございませんで、今回の分につきましては、よろしくご承認いただきたいと思っております。



・議 長

担当委員の説明が終わりました。これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。特にありませんか。

・・・・・・・・

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

では、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について を採決いたします。

本件を進達することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

異議なしですので、本件は原案のとおり進達することに決定いたします。

次に、議案第4号 非農地証明願について を議題といたします。事務局より提案理由の説明を求めます。

・事務局

議案第4号 非農地証明願についてご説明いたします。議案書の非-1ページと位置図の非-1ページをご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市神野々字大將軍・・・、登記地目は田、現況は山林となっております。申請地は昭和中期頃から申請者の曾祖父が竹細工・家具を製造しており、その材料としてキリの木を植林しておりましたが、現在、そのキリの木とほかの雑木と混在しており、山林となっております。このことにつきまして、昭和27年以降に何らかの原因で非農地に転用した土地が20年以上経過し、周囲の状況から判断し将来的にも農地として使用できることが困難となり、農地転用行政上支障がないと認められるということで、所有者の方から申し出がありましたので、当該証明を発行したいと考えております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

・議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員で追加説明をお願いします。

- ・ 委員  
特にありません。
- ・ 議長  
これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。ありませんか。

．．．．．

- ・ 議長  
質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。  
では、議案第4号 非農地証明願について を採決いたします。  
本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

- ・ 議長  
ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。  
次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について を議題といたします。事務局より提案理由の説明を求めます。

- ・ 事務局  
それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定についてご説明いたします。議案書ページ、基-1から基-2ページ、農用地利用集積計画に伴う利用権設定予定者一覧をご覧ください。左端の整理番号26番から29番まで5件ですが、代表して整理番号26番の案件を読み上げます。  
利用権の設定を受ける者は・・・、利用権の設定をする者は・・・。  
利用権を設定する土地は橋本市神野々字西竹鼻・・・です。現況地目は畑で、面積は・・・㎡。利用権の種類は使用貸借で、普通畑として利用します。利用権の期間は3年、終期は令和4年7月31日となっています。利用権の設定を受ける者の耕作面積は

約・・・㎡、新規の設定となっております。

なお、今回利用権を設定する土地は全部で9筆、合計・・・㎡となっております。また、新規の利用権設定が7筆、・・・㎡、継続、再設定の方が2筆、・・・㎡となっております。以上の集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

・議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員の方で追加説明ある方は説明をお願いします。説明ありませんか。

それでは、これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

・・・・・・・・

・議 長

ちょっと構わんですかね。27番の解除条件付きって書いてあるけども、これはどんな条件になってんの。

・事務局

相手が株式会社さん、法人さんということで、もし農業耕作ができなかった場合には、個人さんと法人さんでは当然、力関係というのが法人さんの方が強いこともありますので、もし法人さんの方が耕作途中でできなくなったという場合には、理由なく解除できるという条件を付けた上での契約という形になっております。だから、わざわざ合意解約を求めに行かなくても、・・・さんがもし会社が破綻してもうできなくなったとかっていう形でほったらかしにされるのを防ぐために、解除条件というのが個人さんには付いております。以上です。

・議 長

これ、・・・って何、・・・か。

・事務局

そうですね。

・議 長

ほかに質疑ありませんか。

.....

・ 議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

では、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について を採決いたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・ 議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）を議題といたします。事務局より提案理由の説明を求めます。

・ 事務局

それでは、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（農地中間管理事業分）をご説明いたします。議案書次のページの中ー1、農用地利用集積計画に伴う利用権設定予定者一覧、農地中間管理事業分をご覧ください。申しわけございません、中ー2ページまであります。

左端の整理番号8番から10番まで3件ですが、代表して整理番号8番の案件を読み上げます。利用権の設定を受ける者は和歌山県農地中間管理機構である公益社団法人和歌山県農業公社、利用権の設定をする者は……。利用権を設定する土地は橋本市柏原字井之尻……。現況地目は田で、面積は合計……。㎡です。利用権の種類は使用貸借で、普通畑として利用します。利用権の期間は3年で、終期は令和4年7月31日となっております。なお、今回利用権を設定する土地は全部で9筆、合計……。㎡、新規の利用権設定となっております。県農業公社が今回の利用権設定により農地中間管理権を取得し、今後、耕作を希望する担い手に転貸することになります。現在のところ受け手農家はまだ確定しておりませんので、決定された段階で、決まった段階で公社

の方からまた計画の通知が届きますので、農業委員会でもご報告させていただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員で追加説明ある方、お願いします。特にありませんか。

・ 岡本委員

これに関連することなのですが、9番の岡本ですけども、借り手が、営農する人がもう決まった上で公社の方は借りてくれるという……。

・ 議 長

いや、ちょっとそれ待って。今追加説明を聞いとるんで、後にして。

・ 岡本委員

はい。

・ 議 長

そしたら、追加説明ないということですから、これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

岡本委員、どうぞ。

・ 岡本委員

公社の方では借り手が決まったやつはここへ載っとくるけども、既に次の耕作する人が決まっとるんですけども、我々回りましたら、まだまだ放置農家がありまして、それらについて、今までは届け出をして借り手を探してもらえるような方法もとってくださいということを申し上げとったんですけども、それは借り手が決まらんことには、営農する人が決まらんことには受け付けてくれないと、こういう問題がこの間聞きましたもんですから、困ったもんやなど。そういう発言はできんようになったら大ごとですけど。

・ 廣田委員

岡本さん、まあ、そうやけど、それはみんな知らんことになつとるんよ。それを言うてしまうとぐあい悪いんで、本当は中間管理機構へお願いして探してもらつとるんです。探してもらったから、後作る人ができとるといことのように私は思ってますんやけど、それをもう貸すときから、後作ってくれる人決まっとして申請すんのかいといことまで言うてしまうと、ちょっとぐあい悪いと私は思っておるんですが。

・ 議 長  
事務局、もし補足あったら。

・ 事務局  
今、廣田委員のおっしゃっていただいた所も間違いはないんですけれども、基本的にマッチング協議というのを、円滑化団体であるJAの営農部さんも含めた上で入っていただいております、借り手とのマッチング協議を得た上で、まず農業委員会で農業公社へ貸すことを、これはまあ決めていただく。その後、そのマッチング協議にあがって借りたいという希望の方いらっしゃいますので、その方に農業公社が今度貸す手続をとるといこと、流れはほぼ決まっているというふうに思っていたければ結構かなと思います。

ただ、表面上は、まずはここでの農業公社に貸すこと、この審議が決まらないことには後流れていきませんので、まずはここでご審議いただいて、決まった上で、後、農業公社さんと今度借り手さんとの手続に入っていくていただくという、業務上の流れになってしまうんですけれども、岡本委員、まず決まってないことにはというのは、そこはちょっと僕らも言えないので。

・ 議 長  
まあ、事務的な流れがあつて、その辺のところを理解をせなしようがないと思うんやけどね。  
ほかに。

.....

・ 議 長  
質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。では、議案第

6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）を採決いたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

（委員より「異議なし」の声あり）

・議長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定します。

続いて、報告事項に移ります。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてです。事務局より報告願います。

・事務局

農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてご説明いたします。議案書の18-6-1ページをご覧ください。

今回受け付けさせてもらった18条6項の通知につきましては2件で、2件とも戦前からの小作契約があったため、今後ある農地でありまして、今後住宅を建設予定のため今回小作契約の解約するために、受理通知として、合意解約として受け付けさせていただきました。以上、報告終わります。以上です。

・議長

只今、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についての報告がありましたが、質問される方はご発言願います。どうぞ。

・木下委員

2番木下です。18条6項というのは小作解約の手続ということで、今回、住宅建設予定という注意書きがあるんですが、また4条か5条で、これはまた案件出てくるということですか、今後。

・議長

事務局、どうぞ。

・事務局

そうですね。今後、また来月以降にはなってくるかなと思うん

ですけれども、4条もしくは5条で住宅、恐らく面積広いので集合住宅、分譲住宅として申請があがってくる予定とはなっております。

・議 長

ほかにありませんか。

・ 委員

一言担当の方から。事務局から説明していただいたと思うんですけど、本当にまあ30年ぐらい前は 周辺がもう住宅建ってて、全然。そして、また話飛ぶけども、住宅建てる・・・、小作してる ようわかつとるんやけど、その前に判こもらうんやけど、・・・さんが建設する集合住宅になる可能性がある。以上です。

・議 長

ほかにありませんか。

.....

・議 長

ないようですので、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について を終わります。

続いて、その他の事項に移ります。委員の皆さんでその他事項について、何かご質問、ご意見はございませんか。

.....

・議 長

ないようですので、以上をもちまして、本日提案いたしました議案等はすべて終了いたしました。これをもちまして、7月の定例の農業委員会を閉会をいたします。



橋本市農業委員会会議規則第18条により署名する。

令和元年7月9日

会 長 土井 清美 ⑩

3 番 大西 正明 ⑩

5 番 廣田 征男 ⑩